

## 後期高齢者医療制度に係る保険料の算定誤り等について

後期高齢者医療制度に係る、令和3年度年金特別徴収保険料の算定誤り、及び平成30年度～令和2年度保険料等の修正漏れが判明しました。

### 1 年金特別徴収保険料の算定誤りについて（令和3年度分）

#### （1）概要

後期高齢者医療に係る年金特別徴収保険料については、前年度徴収時に示した仮徴収額（4月分）及び暫定保険料額（6・8月分）との過不足分を、下半期（10・12・2月分）の保険料額を変更することで、年間保険料を調整しています（一括平準化処理）。

しかし、年金特別徴収を行うにあたり令和3年度の一括平準化処理データを作成する際、その手順を誤ったことにより、データの反映がされていないことが判明しました。

一括平準化処理データは、日本年金機構へ送付し、年金からの引き落としを行っています。今回、未処理のデータを日本年金機構へ送付したため、年金額から引き落とすべき金額に過不足が生じました。

今後、保険料の還付または追加徴収を必要とする件数・金額は以下のとおりです。

年度	区分	件数	金額
令和3年度	保険料の追加徴収	1,934件	31,227,000円
	保険料の還付	1,893件	32,502,800円
	計	3,827件	—

#### （2）今後の対応

保険料の過不足が生じた被保険者に対し、謝罪文書を送付の上、以下のとおり対応します。

- ① 還付が必要となる被保険者については、速やかに還付申請書等を送付し、還付手続きを進めます。
- ② 追加徴収が必要となる被保険者については、増額分を10月以降の年金から均等に引き落とします。年金からの引き落としができない被保険者については、9月以降の保険料期割額を変更のうえ、納付書を送付します。

#### （3）再発防止策

改めて、データ処理の手順を事前テスト結果と照合し、手順の確認を徹底するとともに、処理後のデータが適正であることを点検する体制を整えます。

## 2 保険料の修正漏れについて（平成 30 年度～令和 2 年度分）

### （1）概要

後期高齢者医療保険料は、年度途中で被保険者が所得の修正または更正申告をした場合には、修正申告等を反映したデータを東京都後期高齢者医療広域連合へ送付し、広域連合で保険料を再算定しています。

しかし、令和 3 年 1 月に所得の修正申告等があった一部の被保険者についてのデータが、修正申告等を反映していない修正前のデータであり、そのため、広域連合で保険料の再算定が行われていなかったことが判明しました。

今後、保険料の還付・追加徴収、一部負担金の追加徴収等を必要とする件数・金額は以下のとおりです。

年度	区分	対象者数	金額
令和 2 年度	保険料の追加徴収	16 人	2,031,800 円
	保険料の還付	3 人	120,100 円
	一部負担金の追加徴収	5 人	274,887 円
	高額療養費の返還	2 人	19,232 円
	小計	26 人	2,446,019 円
令和元年度	保険料の追加徴収	5 人	444,300 円
平成 30 年度	一部負担金の追加徴収	2 人	938,684 円
	高額療養費の支給		562,839 円
合計		33 人	—

### （2）今後の対応

保険料の過不足が生じた被保険者に対し、謝罪文書を送付の上、以下のとおり対応します。

- ① 保険料の還付が必要となる被保険者については、賦課期間制限に該当する方を除き、8 月に還付申請書等を送付し、還付手続きを進めます。
- ② 保険料の追加徴収が必要となる被保険者については、8 月に納付書を送付します。
- ③ 一部負担金の追加徴収及び高額療養費については、広域連合と連携して対応を検討します。

### （3）再発防止策

データ処理が適切に実施されるか確認するとともに、処理後のデータについても 2 名以上で確認するなど、点検する体制を整えます。

---

#### 【問い合わせ先】

保健福祉部国保年金課：03-3312-2111 内線1271  
総務部広報課：03-3312-2111（代表）